

令和6年度 障害福祉サービス報酬改定について

元厚労省専門官として、今回の報酬改定に思うこと
～次期報酬改定の準備～

社会福祉法人みんなでいきる 理事

前 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 障害福祉専門官

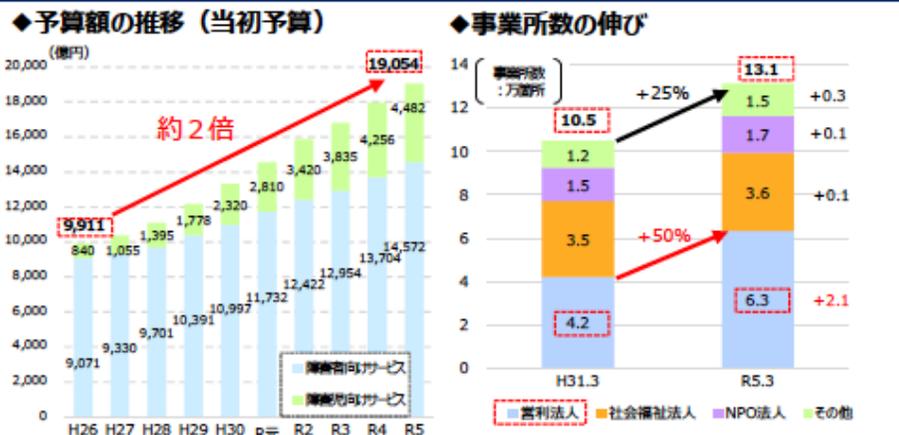
片桐公彦

令和6年度報酬改定 全体的な印象として…

- ① 財務省、デジタル庁といった他省庁のプレッシャーがかなり反映されたか？
- ② いわゆる営利組織と非営利組織の収支差にかなり着目され、それに対応した改定がされている（GHの32時間→40時間対応）
- ③ ↑の流れは、今後、他サービスにも波及する可能性はあるか？
- ④ 介護保険と比較しての対応が見られる（特に生活介護、放課後DS）**※個別支援計画に記載された標準的な支援時間を採用**
- ⑤ 地域生活支援拠点は「こう来ましたか」（特に相談支援）
- ⑥ 前回の改定では「ピア・サポート」「医療的ケア」が相当に充実。今回は強度行動障害、高次脳機能障害に光が当たった。
- ⑦ 特に強行支援は10年に一度あるかないかの大改定。

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で約2倍に増加。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠。
- 需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、報酬改定における収支差率を踏まえた報酬の適正化の徹底、総量規制によるサービス供給量の適正化の取組を強化する必要。

障害福祉サービスの現状



利用者側	事業者側
<ul style="list-style-type: none"> ○利用者負担の割合は他のサービスと比べても優少 ○自治体の支給決定が必要だが決定には地域差。 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者数の増加に伴い収入が増加 ○中小企業よりも高い収支差率となっている中で営利法人の伸び率が顕著

需要サイドの利用者に牽制が働きにくく、供給サイドの事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造

◆実施指導・行政処分
 ・行政処分件数は増加（H27：118件 → R3：192件）
 ・実施指導率は低下（R3は10%：10年に1度のペース）

今後の主な改革の方向性

- R6報酬改定における報酬の適正化
 - ※ 報酬改定において、質の高いサービスを適切に評価しつつ、質の低いサービスを抑制するべく、収支差率を踏まえた報酬の適正化を徹底。
 - 各論①：グループホーム
 - ・サービスの質を考慮した報酬体系への見直し
 - 各論②：就労継続支援
 - ・サービスにおける生産活動収支や工賃などの成果をより考慮した報酬体系への見直し
 - 各論③：生活介護
 - ・サービス利用時間やサービスの質を考慮した報酬体系への見直し
 - 各論④：障害児通所サービス
 - ・サービス利用時間やサービスの質を考慮した報酬体系への見直し
- 総量規制によるサービス供給の適正化
 - ※ サービスの供給が計画的かつ効率的に行えるよう、自治体の事業所の指定に係る総量規制を見直し
 - ・地域差是正のための対象拡大（グループホーム等）

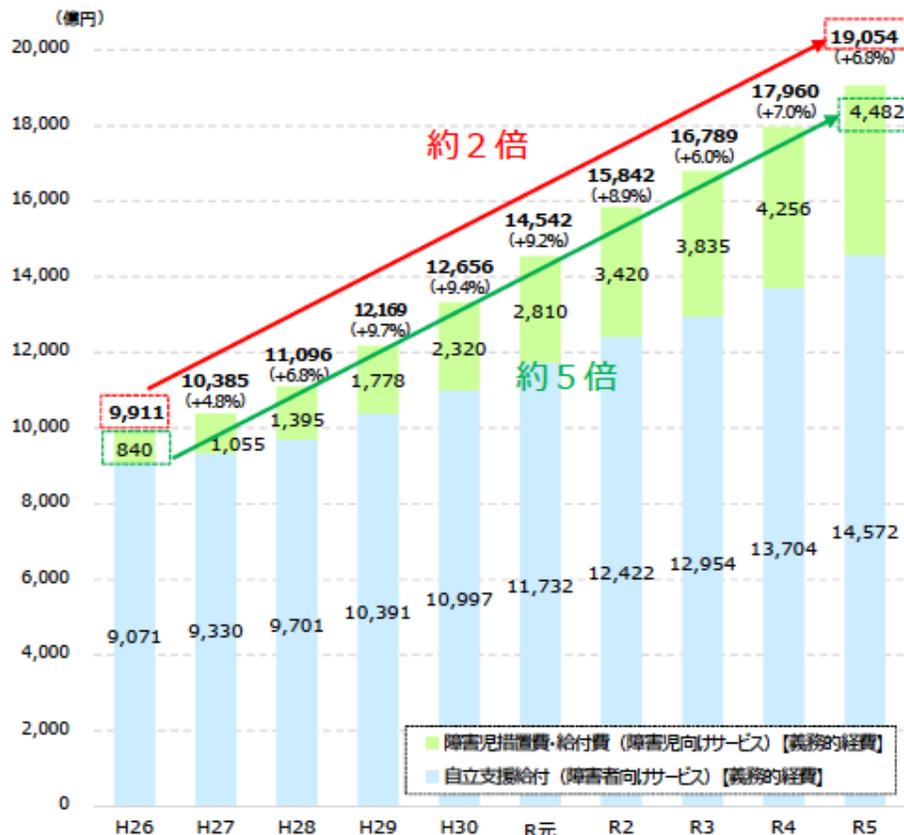
障害福祉サービス等の現状①（予算・利用者数・事業所数の推移）

障害報酬改定

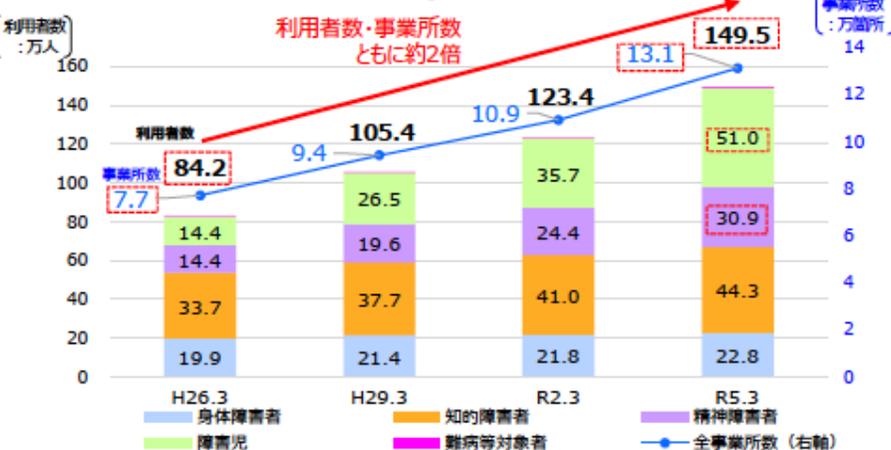
- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で約2倍に増加（障害児向けサービスは約5倍に増加）しており、利用者数や事業所数も約2倍に増加。
- 障害福祉サービス等予算額の過去10年間平均の伸び率は、社会保障関係費全体に比して約4倍であり、著しく高い伸び。

厚労省の資料を基に財務省作成

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）

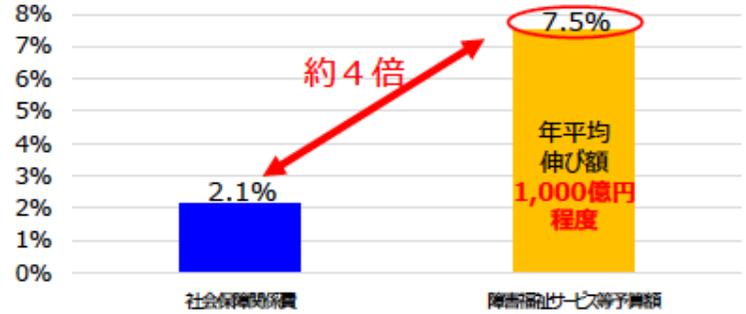


◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移



(注) 国保連データを基に作成。利用者数・事業所数ともに各年3月時点。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

◆社会保障関係費の伸び率との比較（直近10年間）



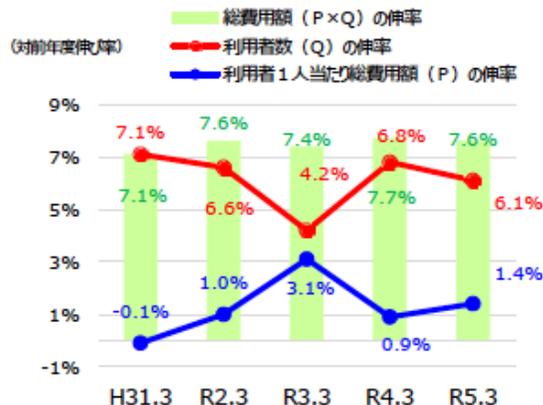
【改革の方向性】(案)
○ 障害福祉サービス等の持続可能性を確保するため、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組を行っていくべき。

障害福祉サービス等の現状②（総費用額の増加の要因分析）

障害報酬改定

- 総費用額の伸びには、利用者数の増加が大きく寄与。高齢化による影響は限定的であり、とりわけ障害児の伸びが顕著。
- 事業所数の伸びを見ると、近年、大半が営利法人の増加によるものであるが、特に一部のサービスでは営利法人の参入が急増。
- 原則1割の利用者負担であるが、所得に応じて負担限度額が設定。利用者負担割合は他のサービスと比べても僅少。

◆障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析



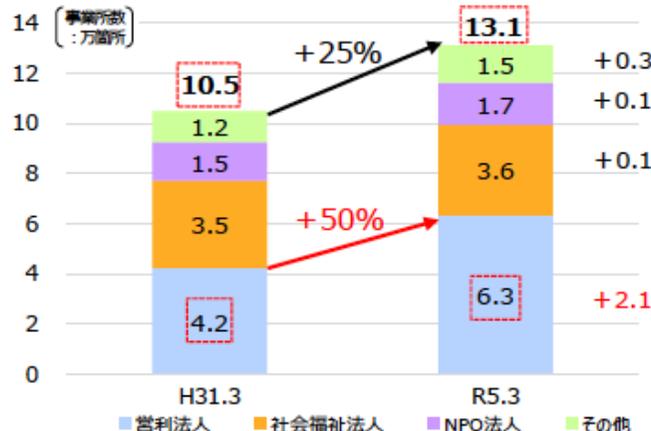
(注) 国保連データを基に作成。総費用額は各年度の年間費用額。利用者数は各年3月の実数。利用者1人当たり総費用額は各年度の月平均の値(相対系サービス除く)。

◆年齢別 利用者数の推移

(注) 国保連データを基に作成。

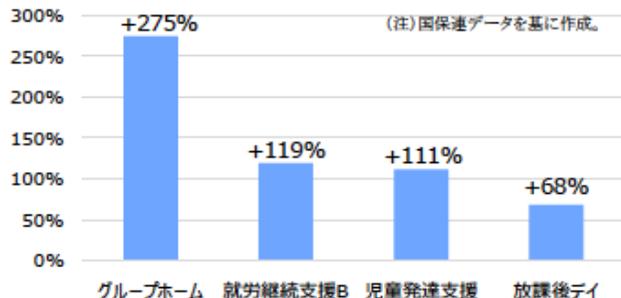
	H31.3	R5.3	増加人数 (増加率)
65歳以上	10.2万人	12.5万人	+2.3万人 (+22.1%)
18歳以上 65歳未満	75.4万人	86.8万人	+11.4万人 (+15.1%)
18歳未満	34.0万人	50.2万人	+16.2万人 (+47.6%)
利用者数 合計	119.6万人	149.5万人	+29.9万人 (+25.0%)

◆障害福祉サービス等事業所数の伸び(直近5年)とその内訳



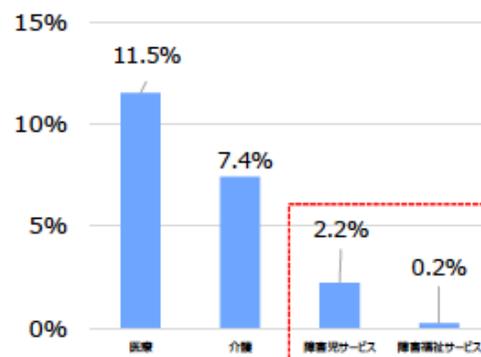
(注) 国保連データを基に作成。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

◆営利法人の事業所数伸び率(直近5年)



(注) 国保連データを基に作成。

◆費用額に占める自己負担額割合の比較



(注) 医療は「令和2年度国民医療費の概況」における国民医療費に占める患者負担、介護は「令和2年度介護保険事業状況報告(年報)」における費用額から給付費を控除して自己負担額を算出、障害児サービス及び障害福祉サービスは「国保連データ」を基に作成。

◆過去の利用者負担軽減措置

	H19	H20	H22	R5
利用者負担率	4.28%	2.86%	0.37%	0.25%
主な軽減措置	中低所得者の負担軽減	住民税非課税世帯の負担軽減	住民税非課税世帯の無償化	-

(注) 利用者負担率は、「障害児サービス」と「障害福祉サービス」の加重平均

【改革の方向性】(案)

- 需要サイドの利用者に牽制が働きにくく、供給サイドの事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造を踏まえると、報酬改定によって報酬水準の適正化を徹底していくべき。

厚労省の資料を基に財務省作成

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの決定 ～代表的なアナログ規制である7項目～

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

障害福祉現場の業務効率化

<各種様式等の簡素化・標準化>

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

<標準様式等のイメージ（指定申請の場合）>

・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

- ①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
- ②付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
- ③添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）
考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

デジタル庁の
要請が反映か？

<見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上
⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

<管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- **管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能**であることを示す。また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

地域生活支援拠点

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位/日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位/日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

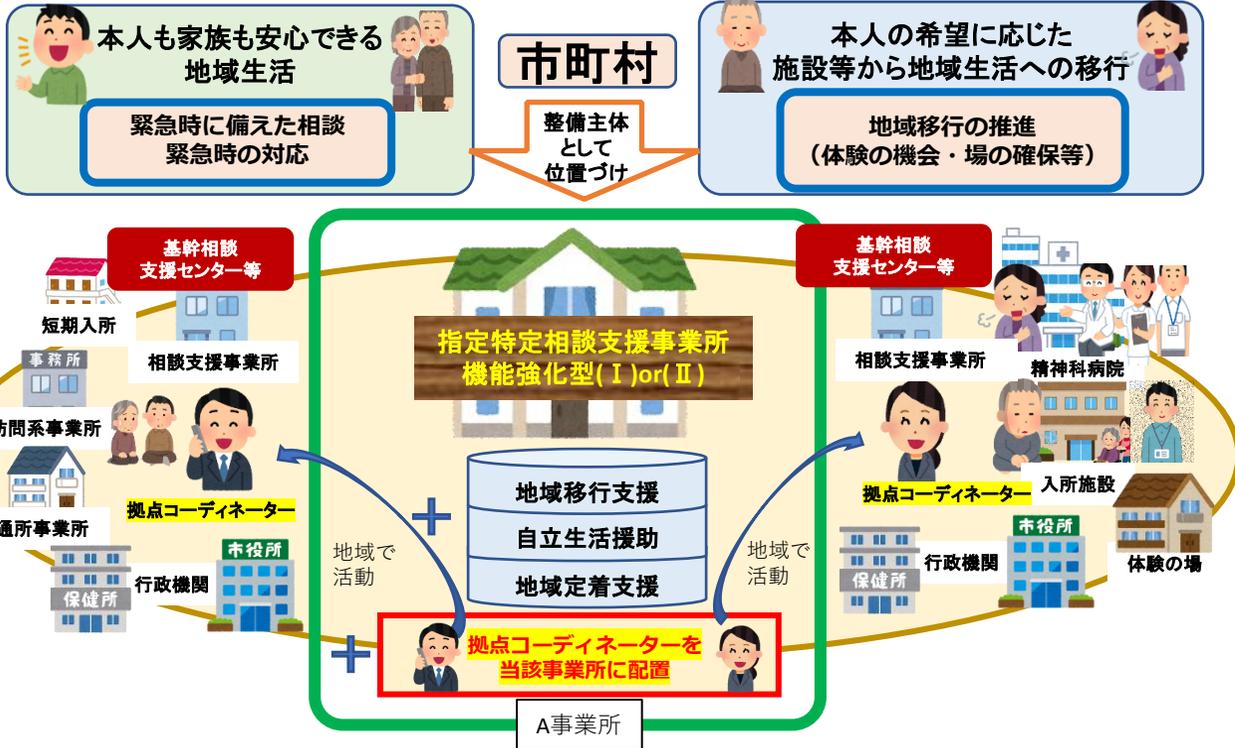
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。（1月に3回を限度）

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算（Ⅱ） **60単位/日**

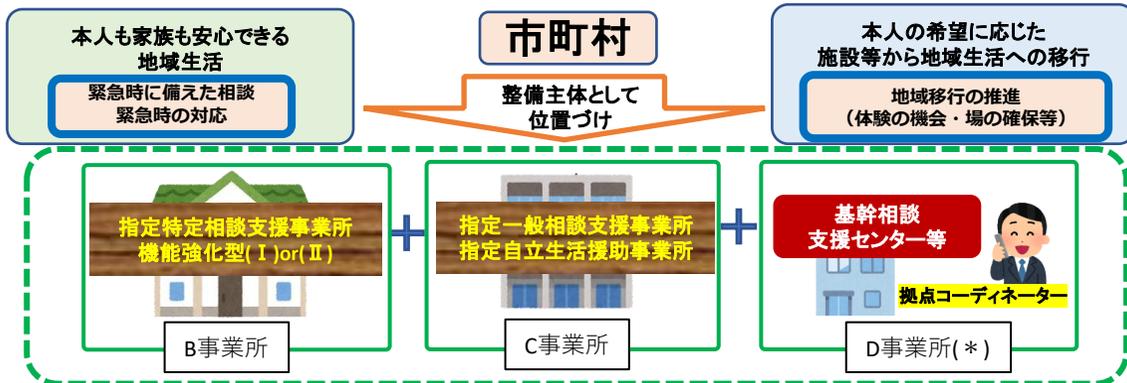


拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

○ 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

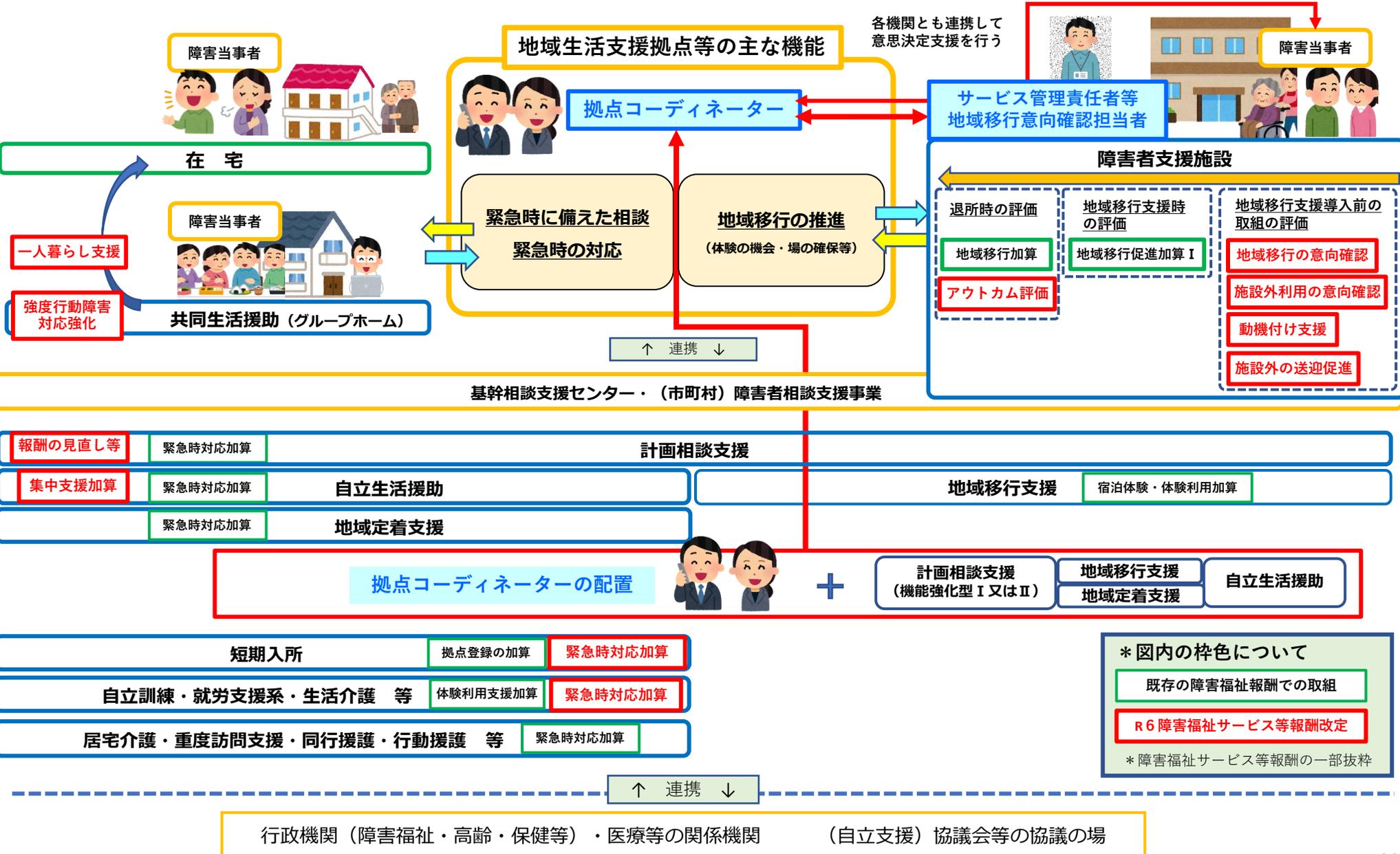
* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



相談支援

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	-	300単位
その他加算	(新) 情報提供	-	150単位
	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	-	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ） 1,566 単位/月（30人未満）	1,095 単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ） 1,172 単位/月（30人未満）	821 単位/月（30人以上）
	【新 設】	自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月 *居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定	
地域移行支援	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位/月	（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,613 単位/月	（Ⅱ） 3,157 単位/月（Ⅲ） 2,422 単位/月
地域定着支援	【現 行】	・体制確保費 306単位/月	緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日
	【見直し後】	・体制確保費 315 単位/月	緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位/日 緊急時支援費（Ⅱ） 98 単位/日

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**

*自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

強度行動障害のある方への支援

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可
- （見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上**

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
生活介護・施設入所支援								
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携
- ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

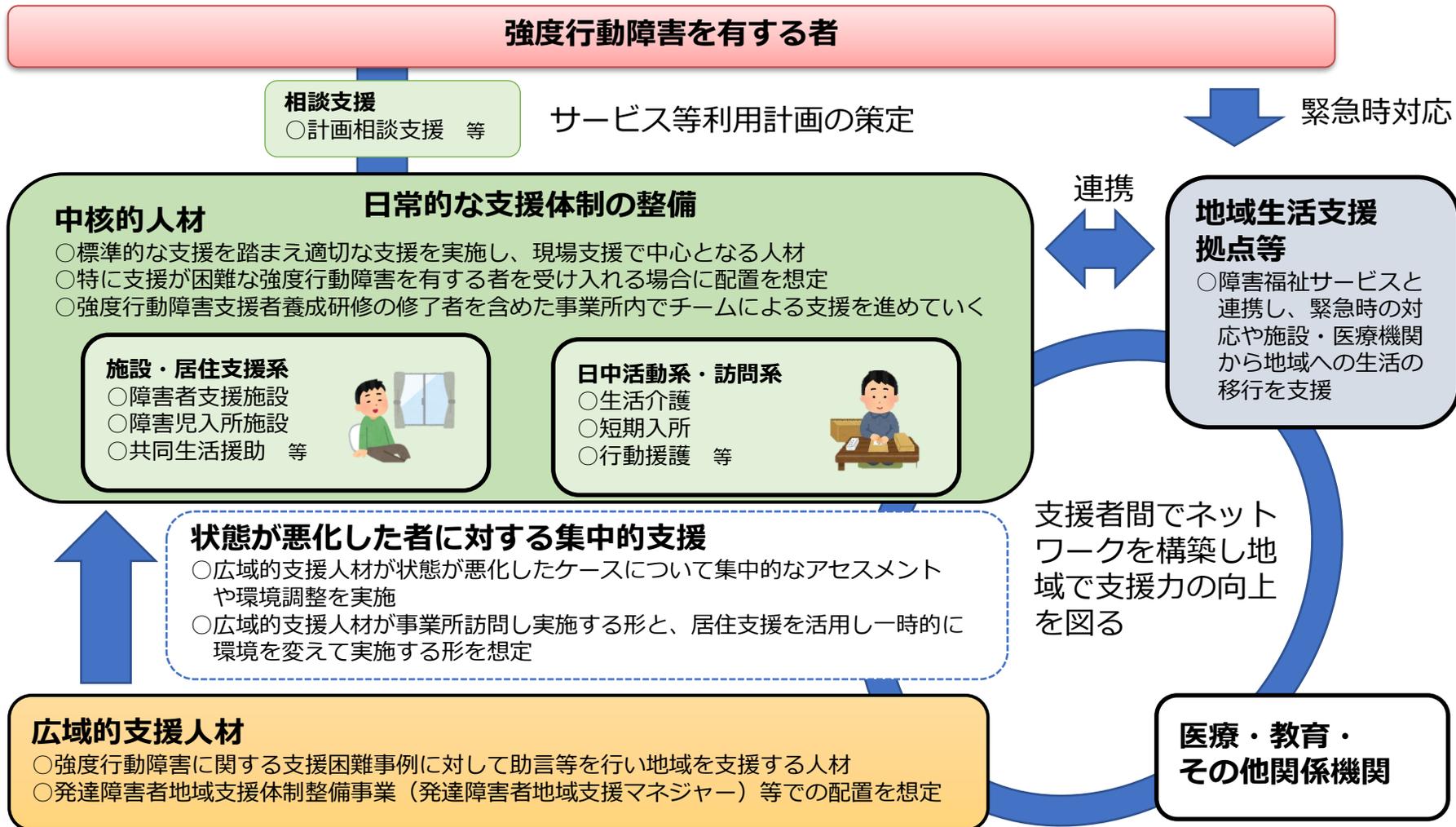
- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

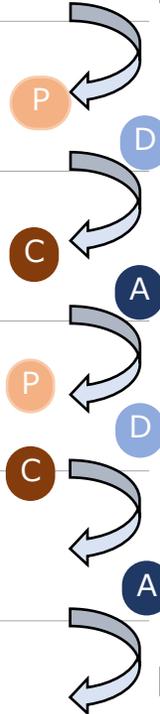
- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



中核的人材養成研修（モデル研修）の概要

		研修	受講者の宿題
1 回目		<ul style="list-style-type: none"> ■ 【講義】 チーム支援の成功事例（チームマネジメントに関する内容を含む） ■ 【演習】 自己分析（事業所の支援状況・環境・チーム状況 等） <p>※受講者の事業所所属長又はそれに代わる者も参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 事前課題：ICFシートの作成
2 回目	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【講義】 「環境調整」について ■ 【討議】 事例の「環境調整」アセスメント・支援方針説明+改善案を討議 	 <ul style="list-style-type: none"> □ 「環境調整」関係資料を用意 □ チームでの支援の実行状況のチェック □ ICFシートの修正（必要に応じて）
3 回目		<ul style="list-style-type: none"> ■ 【討議】 第2回を踏まえた事例への「環境調整」の実践報告 ■ 【講義】 「環境調整（構造化）」支援を改善する視点 	<ul style="list-style-type: none"> □ 「環境調整」実施記録を作成 □ チームでの支援の実行状況のチェック □ ICFシートの修正（必要に応じて）
4 回目		<ul style="list-style-type: none"> ■ 【講義】 「コミュニケーション」について（機能的アセスメント） ■ 【討議】 事例の「コミュニケーション」アセスメント・支援方針説明+改善案を討議 	<ul style="list-style-type: none"> □ 「コミュニケーション」関係資料の用意 □ チームでの支援の実行状況のチェック □ ICFシートの修正（必要に応じて）
5 回目		<ul style="list-style-type: none"> ■ 【討議】 第4回を踏まえた事例への「コミュニケーション」支援の実践報告 ■ 【講義】 「コミュニケーション」支援を改善する視点 	<ul style="list-style-type: none"> □ 「コミュニケーション」支援実施記録を作成 □ チームでの支援の実行状況のチェック □ ICFシートの修正（必要に応じて）
6 回目		集合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【演習】 自己分析（事業所の支援状況・環境・チーム状況 等） ■ 実践報告会 <p>※受講者の事業所所属長又はそれに代わる者も参加</p>

※研修期間中はICTを活用し、質問対応等実践のフォローを行う

状態が悪化した者に対する集中的支援（イメージ）（論点2 参考資料①）

- 在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースについて、広域的支援人材を活用した集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図る。実施方法としては、広域的支援人材が事業所を訪問して実施する「事業所訪問型」と居住支援系サービスを活用し実施する「居住支援活用型」の2類型を想定。

集中的支援（アセスメント機能）の2類型のイメージ

事業所訪問型（※広域的支援人材の費用（※1）を加算で評価）

広域支援人材が状態等が悪化した利用者が利用する事業所に訪問し、事業所の支援者と協力しながら当該利用者に対して集中的支援を実施。

（対象者）
施設入所支援、共同生活援助、障害児入所施設、生活介護、放課後等デイサービス等の通所系サービスの利用者

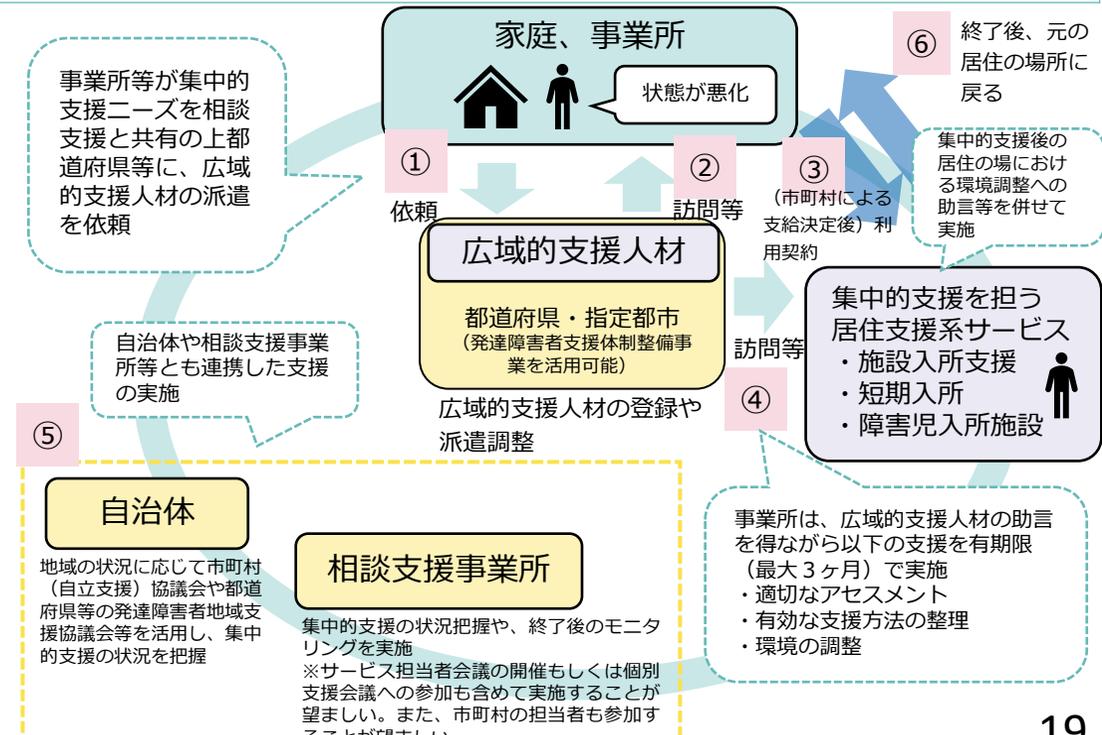
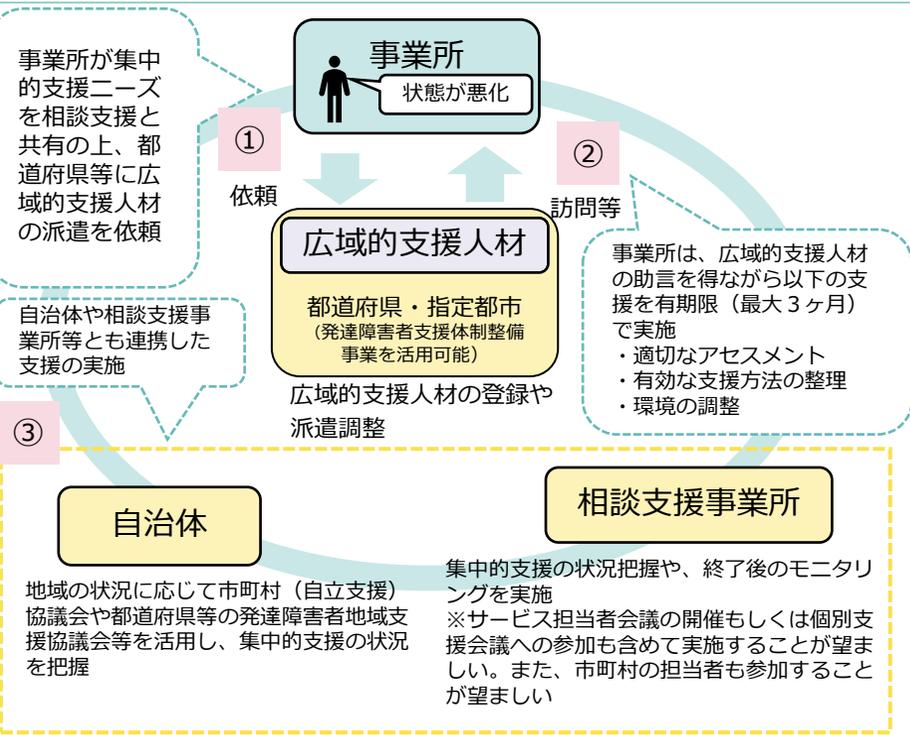
（※1）広域的人材の派遣に係るコンサルテーション料（人件費、旅費等）を想定

居住支援活用型（※広域的人材及び集中的支援を担う居住支援系サービスの費用を加算で評価）

状態が悪化した者に対して、（事業所等による十分な意思決定支援を実施した上で）居住の場を移し、集中的支援を実施。※施設入所支援等の居住支援系サービスを活用
状態が改善されれば元の居住の場で生活を再開。

（対象者）
在宅で生活している者（※2）、共同生活援助等の居住支援系サービス利用者（事業所が「集中的支援」後の対象者の居住の場を確保していることが条件とする）

（※2）在宅で生活している者は、サービスを現に利用していることを前提としているが、以前サービスにつながっていて、状態悪化等により、受入先が無くなってしまった者についても、相談支援事業所等による相談支援等の結果、「集中的支援」が必要と判断される場合に対象とする。



令和6年度概算要求額 **4.6億円 (3.9億円)** ※ () 内は前年度当初予算額

(論点2 参考資料②)

1 事業の目的

うち推進枠 67百万円

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や発達障害に関する住民の理解促進のためのセミナー等の開催、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

2 事業の概要・実施主体等

(1) 発達障害者地域支援マネジャーの配置

市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。

(2) 住民の理解促進

発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

(3) アセスメントツール導入促進

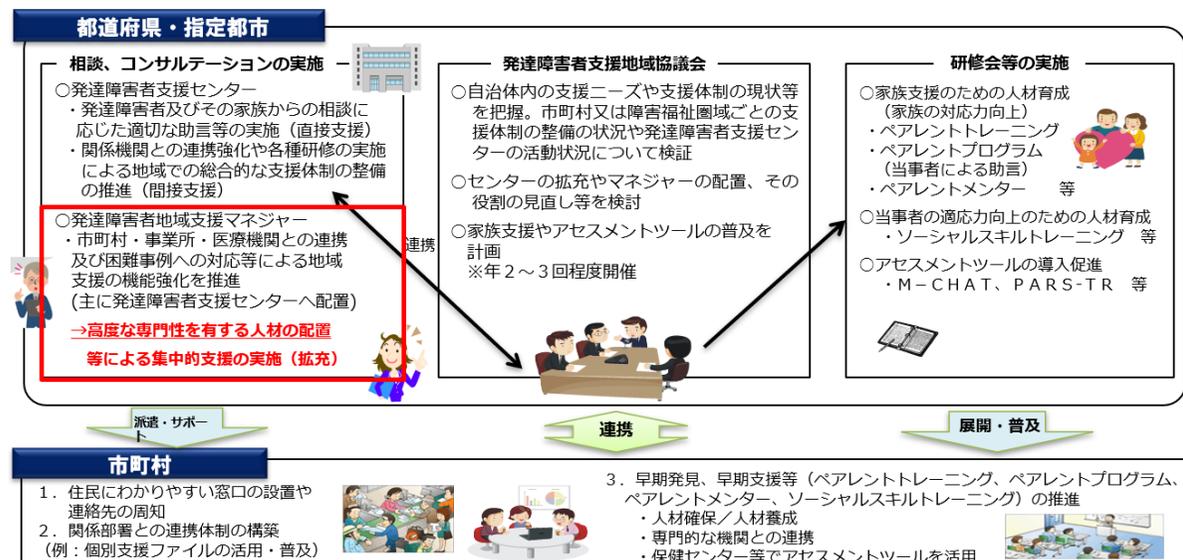
市町村などの関係機関を対象に発達障害児者支援の尺度となるアセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。

(4) 個別支援ファイルの活用促進

市町村等に対する個別支援ファイル(当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録)の活用促進に関する取組を行う。

(5) 集中的支援の実施【拡充】

実施主体：都道府県、指定都市
補助率：1/2



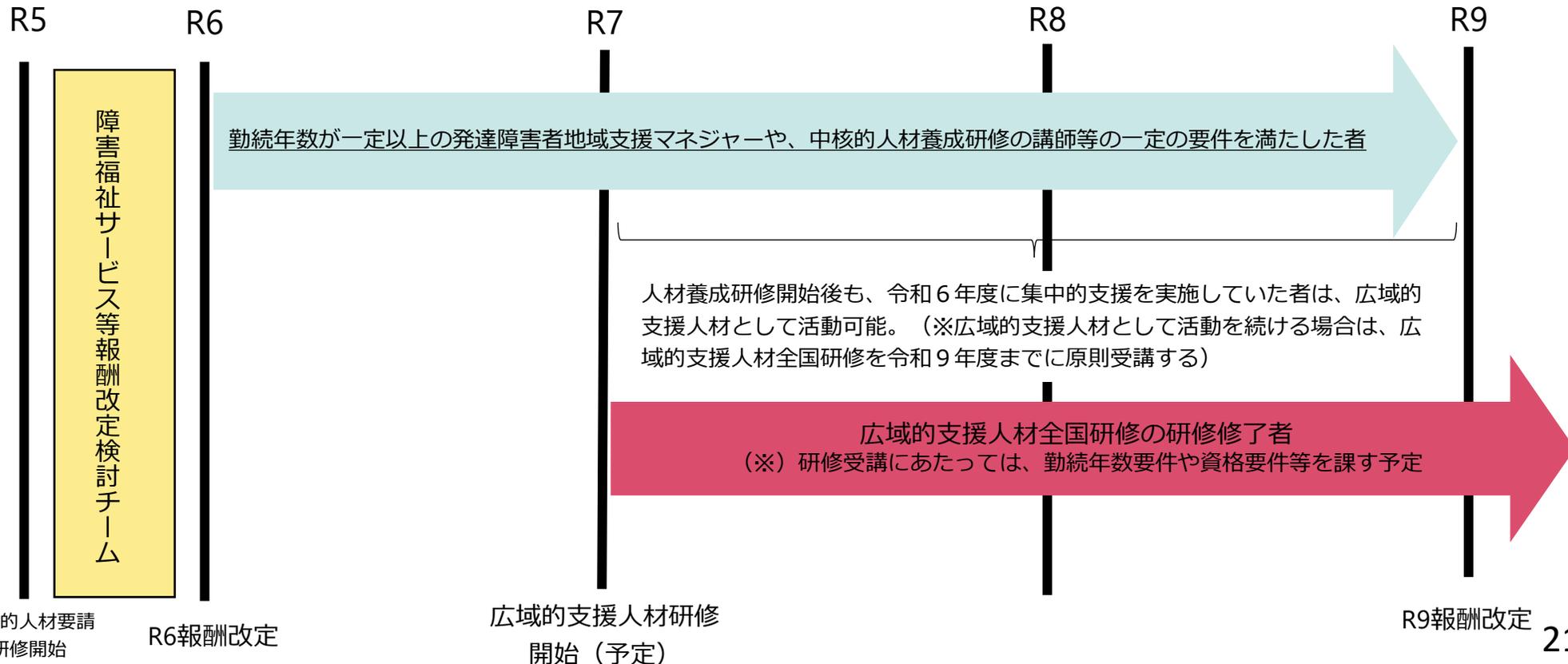
【拡充内容】

著しい行動障害が生じているなどの対応が難しい事案について現場で支援にあたる人材等に対して、コンサルテーション等による指導助言が可能な高い専門性を有する「**広域的支援人材**」を発達障害者支援センターに新たに配置し、**集中的な訪問等による適切なアセスメントと有効な支援方法の整理**を共に行い、環境調整を進めていく。

広域的支援人材の対象として認められる範囲（イメージ）

（論点2 参考資料⑧）

- これまで、障害福祉サービス等報酬における強度行動障害を有する児者への専門的な支援に対する評価は、人材養成研修終了者が支援に当たった場合に行われてきた経緯がある。
- 現在、広域的支援人材の養成に係る研修制度はなく、令和7年度から、国立のぞみの園において、人材養成研修を実施予定としている。
- 人材養成研修実施までの間は、勤続年数が一定以上の発達障害者地域支援マネジャーや、中核的人材養成研修の講師等の研修受講者以外の者について、広域的支援人材とすることとする。



権利擁護（意思決定支援） ・ 虐待防止

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合**には、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

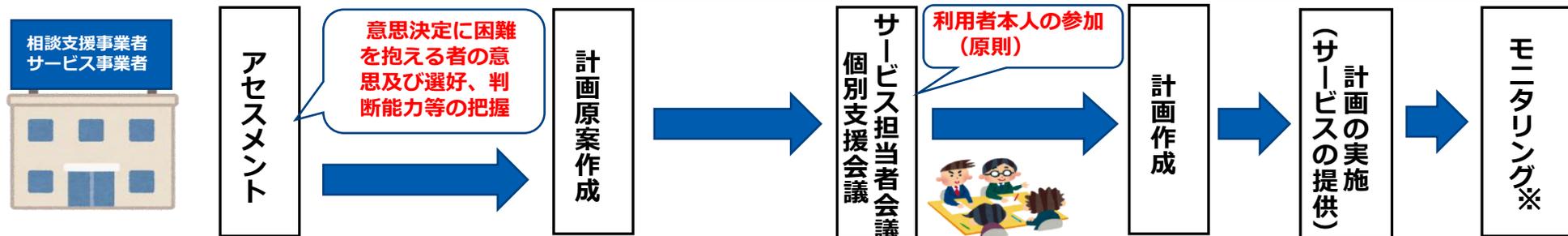
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

令和6年度 障害者総合福祉推進事業（厚生労働省障害保健福祉部）

障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取り組み推進に向けた調査研究



(1)障害者支援施設等における身体拘束の現状把握

- ①文献調査
- ②アンケート調査
(自治体／福祉サービス事業所対象)

(2)身体拘束廃止・防止に関する好事例収集

- ①アンケート調査
(全国、関係団体対象)
- ②ヒアリング調査
(先駆的事業所等対象)

(3)身体拘束廃止・防止のための「手引き」素案作成

(4)「手引き」素案に対する関係団体ヒアリング調査

(5)「手引き」案の改定

- ①予備調査(福祉サービス事業所等対象)

(6)改定版「手引き」をもとにした研修コンテンツ作成

氏名	所属	区分
日詰 正文	国立のぞみの園 研究部長	研究代表者
片桐 公彦	国立のぞみの園 客員研究員	分担研究者
曾根 直樹	日本社会事業大学専門職大学院 教授	分担研究者
野村 政子	東都大学 教授	分担研究者
野澤 和宏	植草学園大学 副学長	分担研究者

生活介護

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
 - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
 - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。



② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

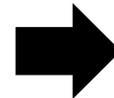
- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間 1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間 1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間 9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間 10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間 11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間 12時間以上	400単位/日

④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

各論③：生活介護（サービスの質・利用時間に応じた報酬）

障害報酬改定

- 生活介護の収差率は全サービス平均よりも高く、特に営利法人の収差率は高い水準となっている。この点、営利法人の経費を見ると、社会福祉法人と比べ、非常勤職員や、勤続年数が低い職員を雇うことで、給与費が低く抑えられている。
- 生活介護の報酬は、営業時間で設定され、利用者ごとのサービスの利用時間が考慮されていない。営業時間を見ると、大宗の9割強の事業所は6時間以上の営業時間であり減算の適用はされていない一方で、利用時間を見ると約3割の事業所は6時間未満となっており、短いサービス提供時間で高い報酬を得ている可能性がある。

◆生活介護の収差率

	令和3年度
全体	8.3%
うち営利法人	16.8%
うち社会福祉法人	8.4%
全サービス平均	5.1%

(注) 収支率は事業収入から事業支出を控除したものであり、収支差率は収支率を事業収入に除したものである。

◆収差率の内訳

	社会福祉法人	営利法人
収入	100.0%	100.0%
支出	91.6%	83.2%
うち給与費	66.3%	56.8%
うち特別費用(本部への繰入)	3.9%	0.2%
収支差	8.4%	16.8%

(出所) 令和4年度障害福祉サービス等経営概況調査

◆生活介護の報酬設定

営業時間	基本報酬
6時間以上	546単位
4～6時間	30%減算
4時間未満	50%減算

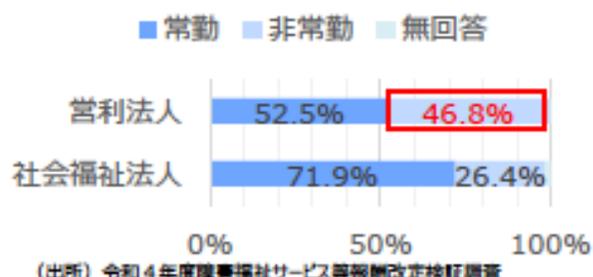
(注) 20人以下で、区分2以下の場合

◆通所介護の報酬設定

サービス提供時間	基本報酬
8時間以上 9時間未満	1,339単位
7時間以上 8時間未満	1,288単位
6時間以上 7時間未満	1,150単位
5時間以上 6時間未満	1,113単位
4時間以上 5時間未満	682単位
3時間以上 4時間未満	651単位
3時間未満	評価なし

(注) 地域密着型(利用定員18人以下)、要介護度5の場合

◆生活介護に従事する職員の就業形態

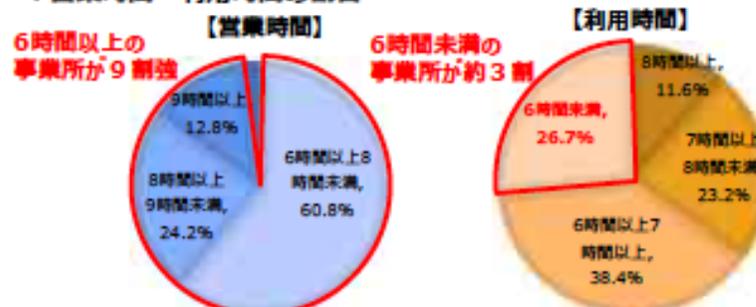


(出所) 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

◆生活介護に従事する職員の平均勤続年数



◆営業時間・利用時間の割合



(出所) 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 (出所) 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

【改革の方向性】(案)

- 報酬改定において、営業時間ではなく、サービス利用時間に応じた報酬体系への見直しを行うとともに、サービスの質を適正に評価する報酬体系への見直しを行うべき。

厚労省の資料を基に財務省作成

障害者支援施設（入所施設）

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算5単位/日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位



【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

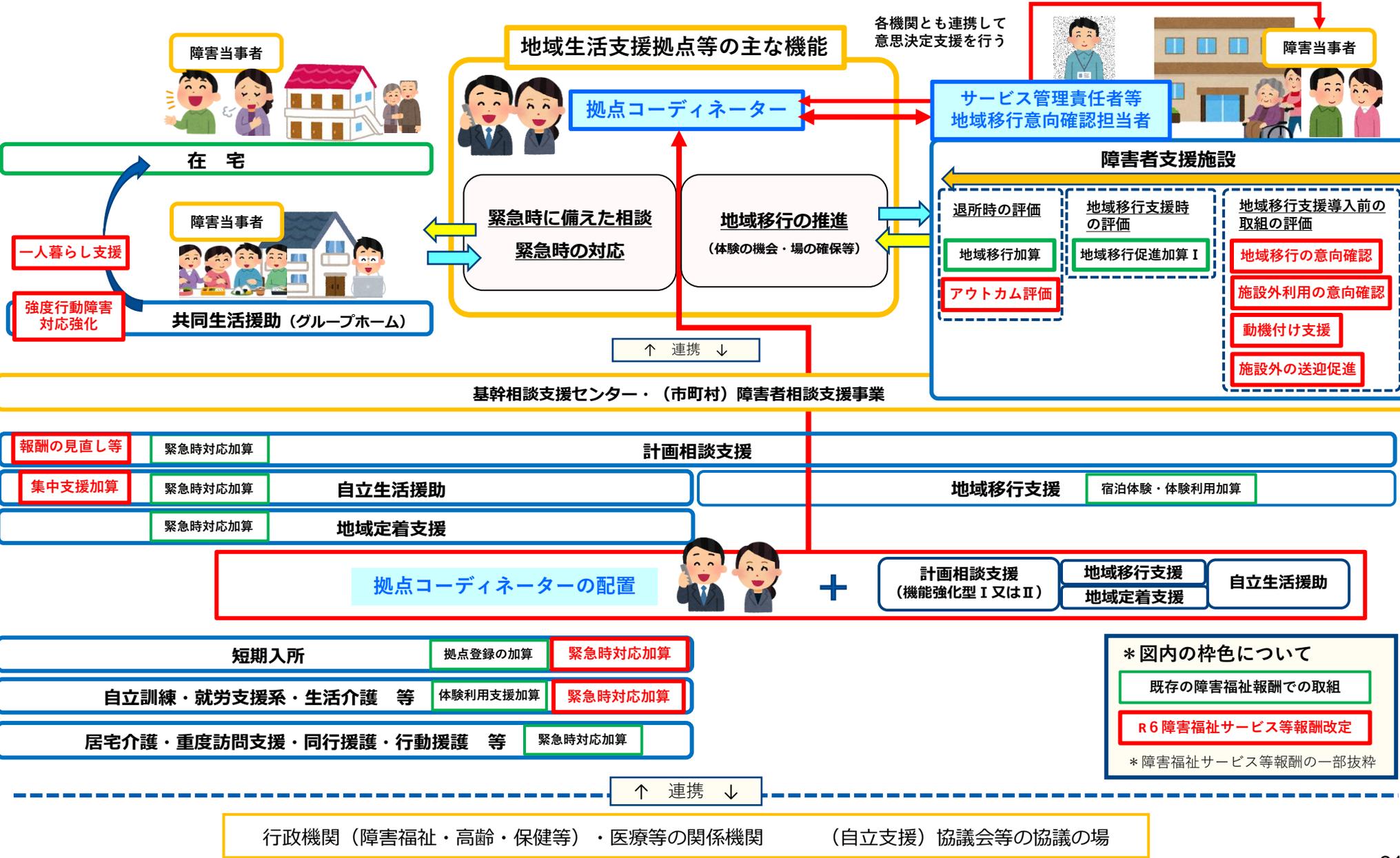
【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像 (再掲)

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



*** 図内の枠色について**

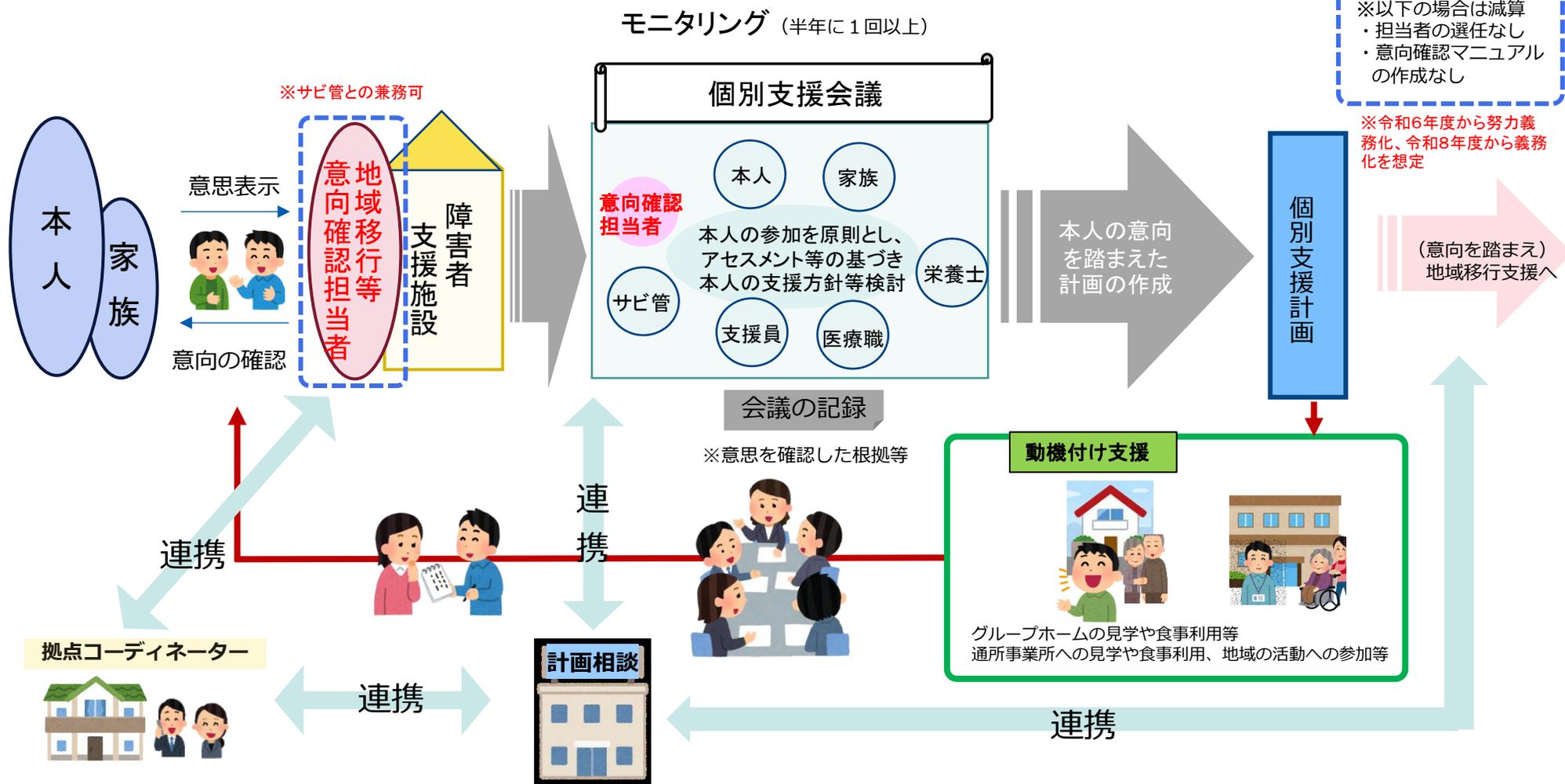
- 既存の障害福祉報酬での取組
- R6 障害福祉サービス等報酬改定
- * 障害福祉サービス等報酬の一部抜粋

障害者支援施設における地域移行等の意向を踏まえたサービス提供（イメージ図）

（論点 参考資料①）

- ※以下の場合には減算
・担当者の選任なし
・意向確認マニュアルの作成なし

※令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化を想定



※地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の担当職員と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担う

※計画相談支援のモニタリング期間について、地域移行に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者については、標準期間より短い期間で設定することが望ましい旨明確化

障害者支援施設に係る記載 (抜粋)

Ⅱ 基本的な考え方

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

(1) 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- また、障害者支援施設については、重度障害者等に対する専門的・個別的支援の提供の推進、施設の有する知識・経験等の地域の事業者への還元等による地域への貢献などを行いつつ、施設からの地域移行を進める必要がある。

Ⅲ 各論点について

1. 障害者の居住支援について

(1) 現状・課題

- 障害者支援施設は、市町村、都道府県が作成する障害福祉計画において設定された地域生活へ移行する者の数や入所者数の削減に関する目標値を踏まえ、地域移行に取り組んでいる。一方、障害者の重度化・高齢化を踏まえて、人員の確保を図りながら強度行動障害を有する者、医療的ケアの必要な者などのための専門的支援を行っている。

(2) 今後の取組

(重度障害者の支援体制の整備)

- グループホームは、入所施設からの地域移行をより一層推進する観点から、障害者の重度化・高齢化に対応するための受入体制の整備を図っていく必要があるとともに、強度行動障害の支援はグループホームにおける個別的な支援がなじむ面がある。

障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として自治体又は社会福祉法人という公益性の高い主体が運営している。実際に入所している障害者へのサービス提供に当たっては、施設入所者の生活の質の向上を図る観点から、障害者の重度化・高齢化を踏まえた手厚い人員体制の整備を図りながら、強度行動障害者、医療的ケアの必要な障害者などのための専門的な支援も行っている。

上記を踏まえ、グループホームと障害者支援施設の役割を検討する必要がある。

障害者総合支援法施行後3年の見直しについて ～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（令和4年6月13日）（抄）②

障害者支援施設の在り方

（障害者支援施設の在り方）

＜障害者支援施設における重度障害者等の支援体制の充実＞

- 障害者支援施設では、これまでも強度行動障害や医療的ケアのある方など様々な障害者に対する支援を実施しているが、個々の利用者に対する支援の質の向上に向けて、ユニット化や個室化など適切な個別支援に向けた必要な生活環境の把握を進めるとともに、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、現行の人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等について検討すべきである。

＜地域移行の更なる推進＞

- 地域移行を更に進めるためには、障害者支援施設は地域移行を担う職員をその施設に配置するなど利用者の地域移行により一層取り組むことのほか、地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の担当職員等と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うことについて、地域生活支援拠点等の法令上の位置付けの明確化と併せて検討する必要がある。

＜障害者支援施設の計画相談支援のモニタリング頻度等＞

- 障害者支援施設入所者に係るサービス等利用計画のモニタリングは、現状は6月毎を標準期間としている。相談支援事業について、サービス提供事業者からの独立性・客観性の確保を高める等により、障害者支援施設からの地域移行を推進する観点から、障害者支援施設入所者に対するモニタリング頻度を一定期間高める等により、障害者支援施設のサービス管理責任者や様々な関係者とチームにより協力・連携しつつ、地域移行を選択肢に入れた意思決定支援に丁寧に取り組むこと等について、調査研究事業に基づき検討する必要がある。

＜障害者支援施設と地域の関わり＞

- 障害者支援施設では、生活介護や就労系サービスなどの日中活動系サービスや短期入所等の実施により、障害者の地域生活を支える役割を担っている。こうした知識・経験やノウハウについて、地域の障害福祉サービス事業者に還元するなど、地域生活支援の体制づくりに積極的に関与するとともに、地域との交流や地域貢献に取り組むことについて検討する必要がある。

障害者総合支援法施行後3年の見直しについて ～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（令和4年6月13日）（抄）③

地域移行、地域生活支援の更なる推進

（地域移行、地域生活支援の更なる推進）

- 今後も、障害者総合支援法の基本理念に基づき、地域移行、地域生活支援をしっかりと前進させていく必要がある。特に、上記の「（2）今後の取組」の「重度障害者の支援体制の整備」、「地域生活支援施策の充実」、「グループホームにおける障害者が希望する地域生活の継続・実現」、「障害者支援施設の在り方」それぞれに示した各施策は、いずれも地域移行、地域生活支援を進めていくための具体的方策として重要なものであり、まずはこれらが実効ある形で着実に進められる必要がある。
- その上で、更なる地域移行、地域生活支援を進めていくために、この間の地域移行の進展状況や、そのために必要な地域生活支援施策の実施状況についての実態把握を行い、各施策の検証を行っていくとともに、具体的な課題については当該課題に応じた形で検討を着実に進め、障害者の地域移行、地域生活がさらに促進されるための取組を継続的に行っていく必要がある。

障害者支援施設に係る記載（抜粋）

13. 医療と福祉の連携について

（2）今後の取組

（医療と計画相談をはじめとする相談支援等の連携について）

- 障害者支援施設等の入所者の高齢化・重度化が進む中、施設での看取りを希望する障害者に対する支援について、本人の意思決定に関する取組状況等を把握する必要がある。

障害者支援施設の在り方等に係る今後の検討スケジュール案（イメージ）

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第41回（R5.10.30）

資料5

- 障害者部会報告書等の指摘や、障害者支援施設の重度化・高齢化の状況等を踏まえ、障害者支援施設の役割や、地域移行の更なる推進、強度行動障害を有する者や医療的ケアの必要な者等への専門的支援、障害者支援施設での看取りを希望する障害者に対する支援について検討を行う。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	それ以降	
地域移行	障害者部会報告書の取りまとめ	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（第7期障害福祉計画・令和6年度～令和8年度）			
専門的支援		<p>障害者部会 令和6年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し</p>	<p>障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 障害福祉サービス等に係る報酬について、令和6年度報酬改定に向けて議論</p>	<p>障害者支援施設等の在り方に関する調査研究等の実施 障害者部会報告書も参考に、今後の障害者支援施設の役割等に関する調査研究等を、広く関係者が参画して実施</p>	調査研究等での議論を踏まえ、報酬改定等での対応を検討
障害者支援施設での看取り		<p>厚生労働科学研究費 障害者支援施設における利用者の高齢化について実態調査を行うとともに、高齢期～終末期の利用者への対応について医療機関と連携している事例等について調査を行い、課題や施設が備えるべき事項等について調査研究を実施</p>		必要に応じて、報酬改定等での対応を検討	

共同生活援助

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 *入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 *6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 *入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 *移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 *自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) *自立支援加算(Ⅰ)に加算

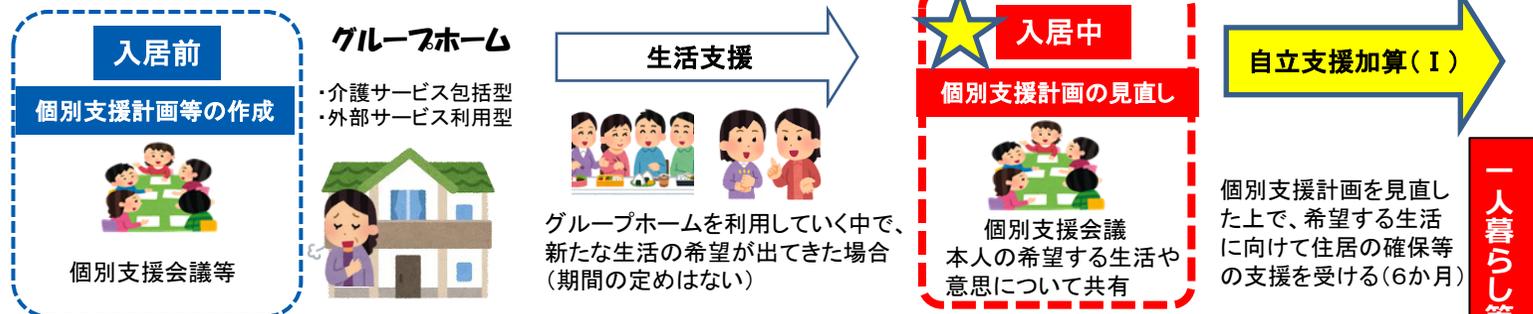
* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 *退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 *退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援



グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

現状・課題

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



一人暮らし等を希望する場合

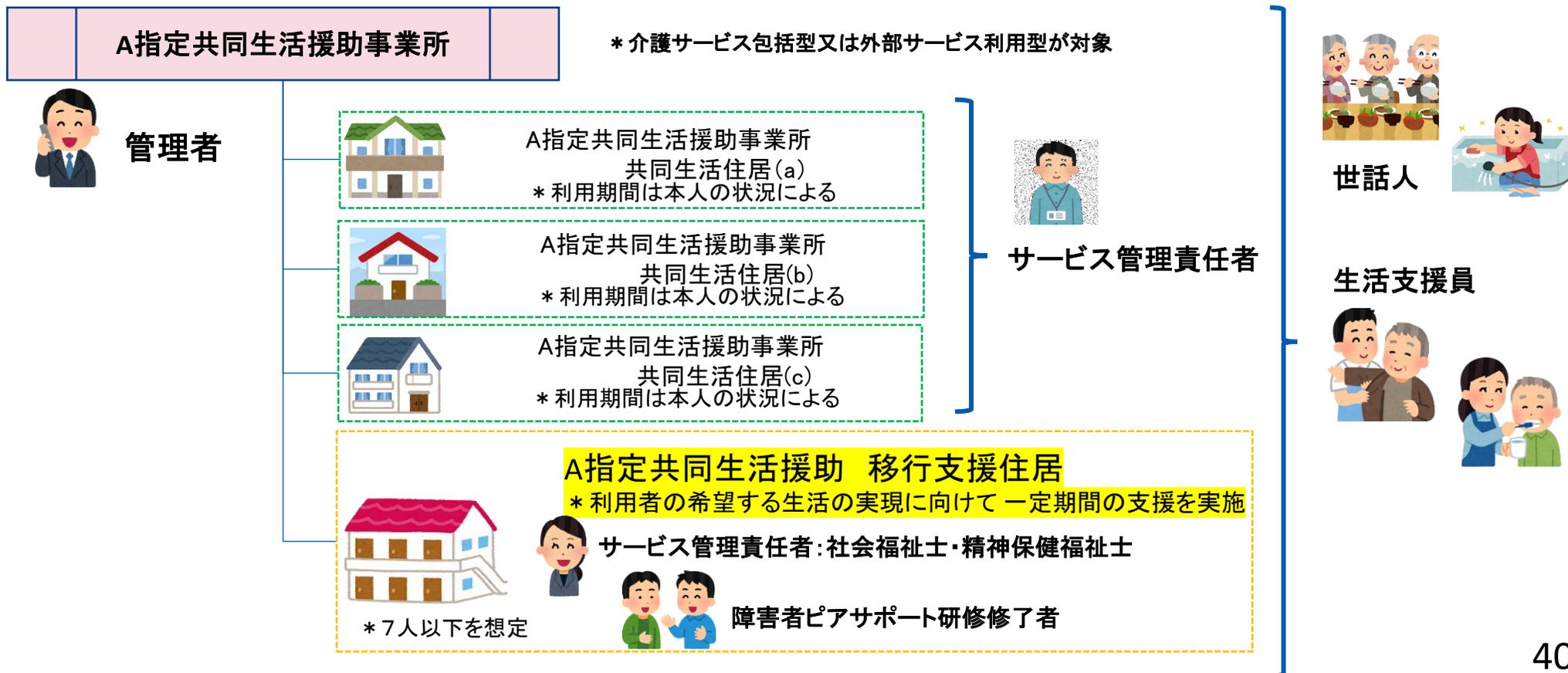
居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



- 支援(例)
- GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援
 - GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援(移行支援住居)

- 共同生活援助を一定期間利用した後に一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する、共同生活住居単位での支援の仕組み(移行支援住居)
 - ・ サービスを利用するに当たり、一人暮らし等に向けた専門的な支援を実施する住居に入居することについて、入居前から本人に説明するとともに、共同生活援助事業所が丁寧な意思決定支援のプロセスへの関与
 - ・ 専門職の配置による居住の確保等に向けた支援や利用者同士のグループワークなども含め、一人暮らし等に向けた計画的な支援を実施
 - ・ 退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行う



共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適應するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位/日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位/日**
【新設】（初期）**500単位/日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位/日**
【拡充】重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位/日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位/日**
【新設】（初期）**400単位/日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位/日**



② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置 6 : 1 以上）

【現 行】共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分 6 : 583単位 区分 5 : 467単位 区分 4 : 387単位 区分 3 : 298単位 区分 2 : 209単位 区分 1 以下 : 170単位（単位/日）
【見直し後】共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分 6 : **600**単位 区分 5 : **456**単位 区分 4 : **372**単位 区分 3 : **297**単位 区分 2 : **188**単位 区分 1 以下 : **171**単位（単位/日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】人員配置体制加算（Ⅰ） 区分 4 以上 **83単位/日** 区分 3 以下 **77単位/日** * 特定従業者数換算方法で12 : 1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ） 区分 4 以上 **33単位/日** 区分 3 以下 **31単位/日** * 特定従業者数換算方法で30 : 1以上の世話人等を加配



③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】 支援の**3日目**から算定可

【見直し後】 支援の**初日**から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和 6 年 3 月 31 日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、**特例的取扱いを延長する。**その上で、**居宅介護等を 8 時間以上利用する場合については、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定する。**

共同生活援助の基本報酬について

○ 共同生活援助サービス費は、世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、算定される。

区分	算定要件 (常勤換算)	障害支援区分						利用者数
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下	
共同生活援助サービス費(I)	世話人の配置 (4:1以上)	667単位／ 日	552単位／ 日	471単位／ 日	381単位／ 日	292単位／ 日	243単位 ／日	78,171 (74%)
共同生活援助サービス費(II)	世話人の配置 (5:1以上)	616単位／ 日	500単位／ 日	421単位／ 日	331単位／ 日	243単位／ 日	198単位 ／日	14,295 (13%)
共同生活援助サービス費(III)	世話人の配置 (6:1以上)	583単位／ 日	467単位／ 日	387単位／ 日	298単位／ 日	209単位／ 日	170単位 ／日	12,014 (11%)
共同生活援助サービス費(IV)	体験利用	697単位／ 日	582単位／ 日	501単位／ 日	411単位／ 日	322単位／ 日	272単位 ／日	1,742 (2%)
生活支援員の配置基準(常勤換算)		2.5:1 以上	4:1 以上	6:1 以上	9:1 以上	—		
サービス管理責任者の配置基準		30:1以上						

※ 枠囲みは指定基準上必要な人員数

週40時間（1日8時間×5日）＝常勤換算：1.0

→32時間以下の場合は「32時間」が下限。

※就業規則：通常週40時間を「週32.5時間」に改正

※週32.6時間：1日6.5時間×5日

※週40時間－週32.5時間＝7.5時間

※仮に3人分の時給（1,000円）にすると、

7.5時間×時給1,000円×3人分×4週分×法定福利費＝約100,000円

→年間120万円の利益差分

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



各論①：グループホーム（営利法人の参入・収支差率の偏り）

障害報酬改定

- グループホーム（共同生活援助）の収支差率は全サービス平均より高く、近年は営利法人が多数参入している。自治体からの意見の中には、障害福祉サービスの経験が少ない新規事業者の参入の増加に伴い、サービスの質が低下することを懸念する声も見られる。
- 障害支援区分ごとに見ると、支援区分が中程度（支援区分3・4）の場合の収支差率が高くなっているが、これらの区分の利用者の割合は全体の約4割を占めており、これらの収支差率が高い支援区分の方にサービスが偏っている可能性がある。

◆グループホームに関する地方自治体からの意見

- ・インターネット上に、グループホームの立ち上げ等を指南する情報が溢れており、近年ニーズの増加も相まってグループホームの数が増えているが、（中略）質の確保について、不安がある。
- ・コンサルティングが入った事業開設が容易であり、軽度な人を対象として安易に事業を開始している事業所が多い。
- ・これまで障害者福祉に係わりのない新規事業者の参入が目立つ。障害者支援のノウハウやスキルがないため、問題を起こす事業所が多い。

（出所）「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査研究」

◆社会保障審議会障害者部会報告書

- ・グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業所の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

（出所）社会保障審議会 障害者部会 報告書（令和4年6月13日）

◆グループホームの収支差率（入居者の平均障害支援区分別）

平均障害支援区分	～2未満	2～3未満	3～4未満	4～5未満	5～	合計
令和2年度	5.8%	5.8%	7.9%	9.9%	5.3%	7.4%
令和3年度	6.9%	8.0%	10.3%	12.3%	9.2%	9.7%

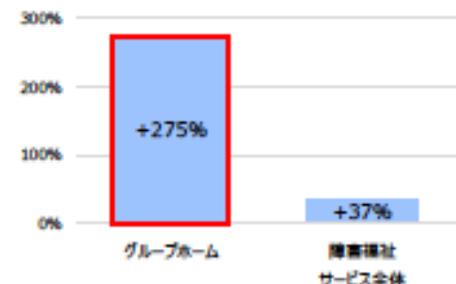
（出所）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

◆グループホームの収支差率

サービスの種類	令和3年度決算
介護サービス包括型	5.8%
うち営利法人	15.6%
日中サービス支援型	6.9%
外部サービス利用型	8.1%
全サービス平均	5.1%

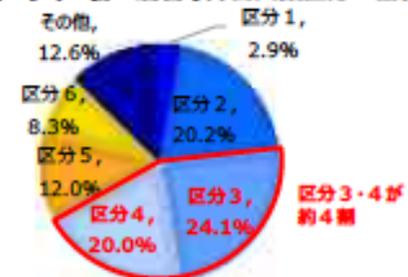
（出所）令和4年度障害福祉サービス等経営概況調査

◆営利法人の事業所数伸び率（直近5年）



（注）国保連データを基に作成（各年3月時点）。

◆グループホーム入居者の障害支援区分別割合



（出所）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

【改革の方向性】（案）

- 報酬改定において、グループホームについての現場の意見・実態を踏まえて、収支差率に応じた報酬の適正化を徹底するべき。

厚労省の資料を基に財務省作成

各論①：グループホーム（サービスの質の適正な評価）

障害報酬改定

厚労省の資料を基に財務省作成

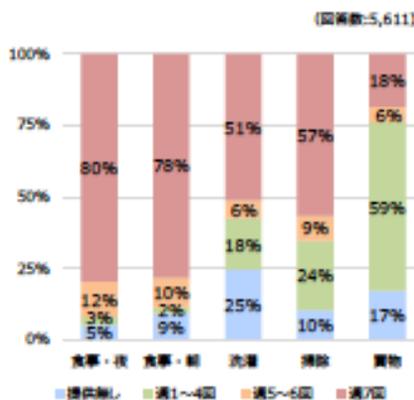
- グループホームにおける具体的な支援内容について明確な基準がなく、事業者によるばらつきも見られ、支援の質に違いが見られる。
- サービス提供時間に基づく報酬となっているが、事業所が任意で設定可能な週所定労働時間に基づき算出される体系となっているため、短いサービス提供時間で高い報酬を得ている可能性がある。
- 訪問系サービスである居宅介護等を併用した場合の減算について、居宅介護等の利用時間が勘案されない体系になっているが、実際の利用時間にはばらつきが見られ、長時間の併用にも関わらず同額の減算にとどまっているケースがある。

◆グループホームに関する地方自治体からの意見

・共同生活援助が訓練等給付として位置付けられている意義は、共同生活援助で訓練を実施したのちに更なる地域移行を進めるためだと考えているが、サービス提供事業所がそこまで考慮した支援を行っている様子があまり見られない。

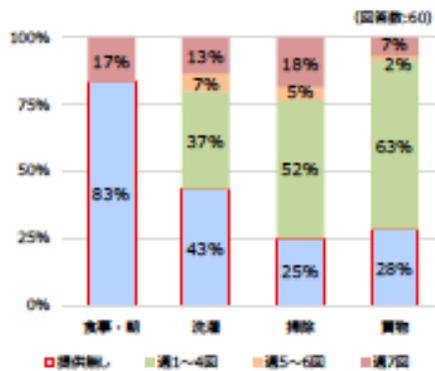
(出所)「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査研究」

◆一週間の家事提供状況（全体）



世帯人のサービス提供内容にはばらつきが見られる

◆週に1度も夜の食事を提供していない場合の他の家事提供状況（平均障害支援区分3）

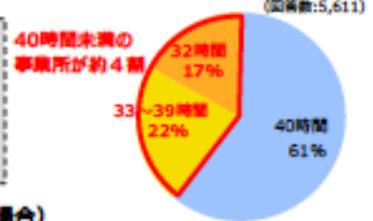


世帯人のサービス提供をほとんど行っていない事業所も存在

◆サービス提供時間数の考え方

サービス提供時間数 = 週所定労働時間 × (利用者数 ÷ 算定要件)
 ※事業所が就業規則で任意で設定可能
 (例) 利用者数12人、算定要件 世帯人 (6 : 1以上)
 サービス提供時間数 = 40時間 × (12 ÷ 6) = 80時間

◆週所定労働時間【世帯人】

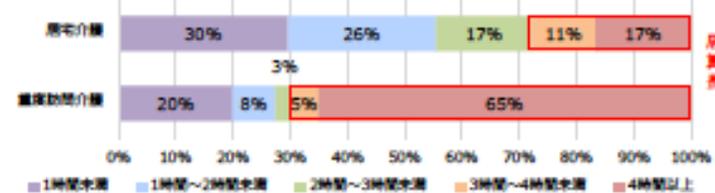


◆世帯人のサービス提供時間数が異なる例（利用者が12人の場合）

週所定労働時間	6 : 1以上 (区分6 : 583単位/日)	5 : 1以上 (区分6 : 616単位/日)
40時間	40時間 × (12 ÷ 6) = 80時間	40時間 × (12 ÷ 5) = 96時間
32時間	32時間 × (12 ÷ 6) = 64時間	32時間 × (12 ÷ 5) = 77時間

8割の提供時間で算定要件を満たす 80時間以下のサービス提供で上の区分の報酬が得られる

◆居宅介護等の併用の利用時間（平均障害支援区分6）



居宅介護等の併用の場合の減算は利用時間が勘案されないが、長時間の利用のケースもある

障害児通所支援

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
 (①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

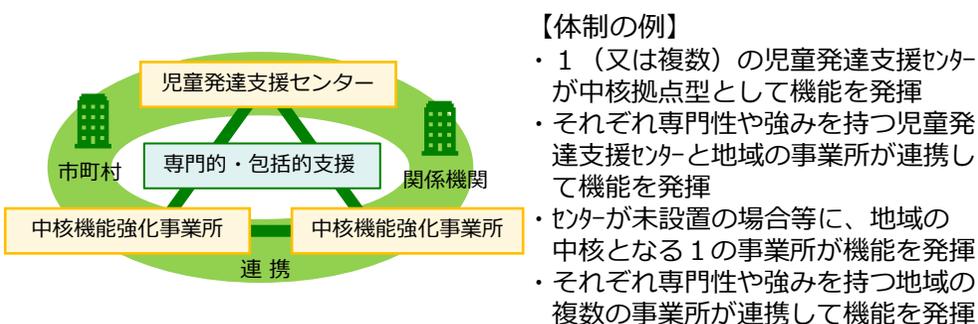
①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
 - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
 - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・ 3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（**中核機能強化加算**）
 (※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイス・コンサルテーション機能
 ③地域のインクルージョンの中核機能
 ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（**中核機能強化事業所加算**）

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



児童発達支援センター（中核拠点型）

新設《中核機能強化加算》 22～155単位/日
 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件	(I) イ+ロ+ハ全てに適合 55～155単位/日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)
	(II) イ+ロ 44～124単位/日	ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）
	(III) イ又はロ 22～62単位/日	イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組（関係機関連携・インクルージョンの推進等）

基本要件 ● **地域における中核機関としての体制・取組**
 ・ 市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

新設《中核機能強化事業所加算》 75～187単位/日
 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する

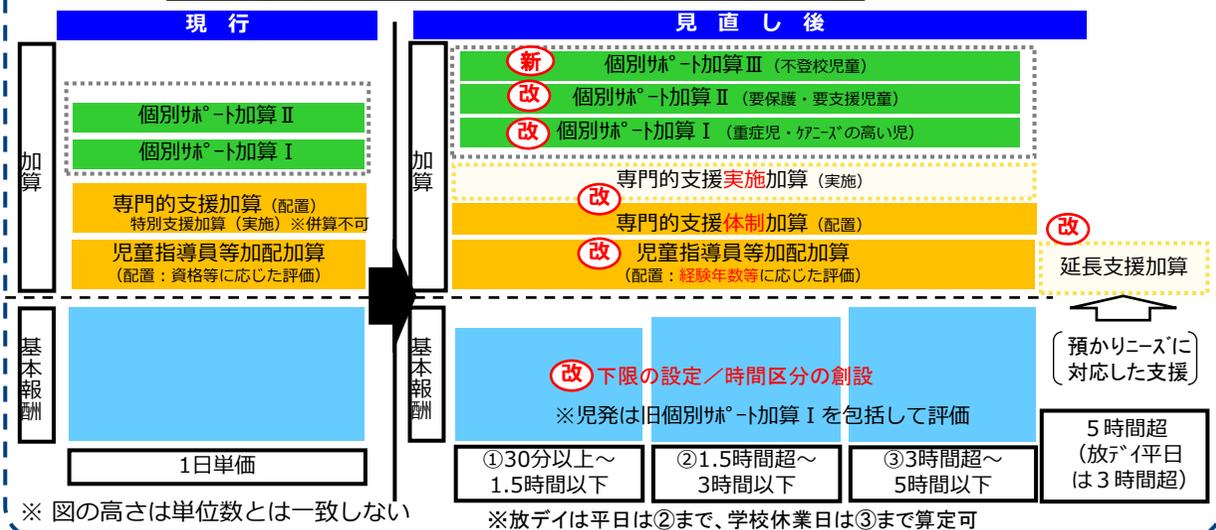
(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《**運営基準**》
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プログラム**の作成・公表を求める《**運営基準**》とともに、**未実施減算**を設ける
- **児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- **専門的支援加算及び特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- **基本報酬**について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- **自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する《**運営基準**》

新設《支援プログラム未公表減算》
所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系(全体像)



《児童指導員等加配加算》

[現行]	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員等を配置	49～123単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日
[改定後]	児童指導員等を配置	
	常勤専従・経験5年以上	75～187単位/日
	常勤専従・経験5年未満	59～152単位/日
	常勤換算・経験5年以上	49～123単位/日
	常勤換算・経験5年未満	43～107単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

[現行]	○専門的支援加算	
	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員を配置	49～123単位/日
	○特別支援加算	54単位/回
[改定後]	○専門的支援体制加算	49～123単位/日
	専門的支援 実施 加算	150単位/回
	(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)	
	※体制加算:理学療法士等を配置(放デイは2回～6回まで)	
	実施加算:専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施	

2. 質の高い発達支援の提供の推進②

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **関係機関連携加算**について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

《関係機関連携加算》

[現行]

- (I) 200単位/回 (月1回まで) 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (II) 200単位/回 (1回まで) 就学先・就職先と連絡調整

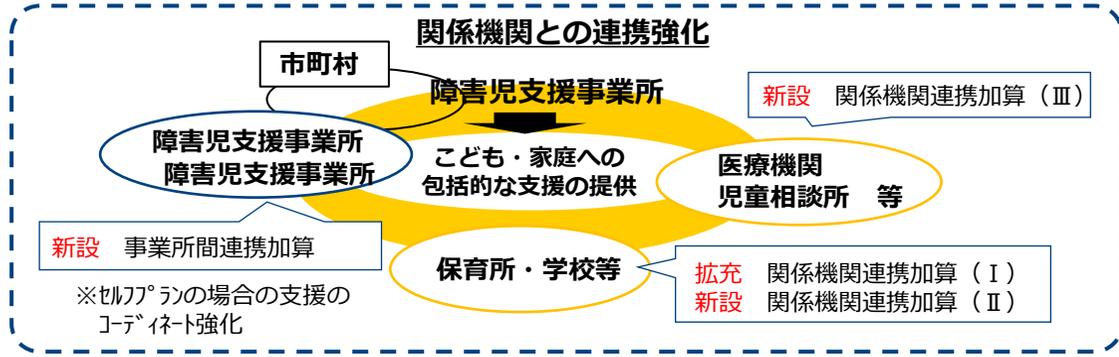
[改定後]

- (I) 250単位/回 (月1回まで) 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (II) 200単位/回 (月1回まで) 保育所や学校等とI以外で情報連携
- (III) 150単位/回 (月1回まで) 児童相談所、医療機関等と情報連携
- (IV) 200単位/回 (1回まで) 就学先・就職先と連絡調整

- **セッパ°ラ**で複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価 (**事業所間連携加算**) ※併せて、障害児支援利用計画 (セッパ°ラ) と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設 《事業所間連携加算》

- (I) (中核となる事業所) 500単位/回 (月1回まで)
- (II) (連携する事業所) 150単位/回 (月1回まで)
- ※ (I) 会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
- (II) 情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価 (**通所自立支援加算**)
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価 (**自立サ°ト加算**)

新設 《通所自立支援加算》 60単位/回 (算定開始から3月まで)

- ※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設 《自立サ°ト加算》 100単位/回 (月2回まで)

- ※高校生 (2年・3年に限る) について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

④その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める **《運営基準》**【障害児支援全サービス】
- 令和5年度末までの経過措置とされていた **児童発達支援センターの食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
 (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実 ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算 (Ⅶ)**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算 (Ⅶ)》 **[現行]** 100単位/日

[改定後] 250単位/日

※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- **主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価 (**入浴支援加算**)

新設 《入浴支援加算》55単位/回 (月8回まで)
 ※放デイは70単位/回

- **送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》

[現行] 障害児 54単位/回
 医療的ケア児 + 37単位/回
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
 看護職員の付き添いが必要

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】
 重症心身障害児 37単位/回
 (※) 職員の付き添いが必要

[改定後]

障害児 54単位/回 重症心身障害児 + 40単位/回
 医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位/回
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 40単位/回
 医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回
 (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要
 (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ケア児
 16点以上の場合

- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件 (重度障害者への対応、中重度障害者への対応) に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価 (**共生型サービス医療的ケア児支援加算**)

新設 《共生型サービス医療的ケア児支援加算》

400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 **[現行]** 155単位/日

※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) に対して支援

[改定後] (Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日

(Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日 (※放デイのみ)

加算開始から90日間(は+500単位/日

※実践研修修了者(Ⅱは中核的人材)を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算(Ⅰ)においても評価を充実。また、集中的支援加算(1000単位/日(月4回まで))も創設

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **児童発達支援の個別サポ-ト加算（Ⅰ）**について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位/日
※乳幼児等サポ-ト調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）

【改定後】 120単位/日
※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）

- **放課後等デイサービスの個別サポ-ト加算（Ⅰ）**について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位/日
※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポ-ト調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

【改定後】 ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日
同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日
著しく重度の障害児に支援 120単位/日
（主として重症児除く）

- **個別サポ-ト加算（Ⅱ）**について、こども家庭センターやサポ-トセンターに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅱ）》 **【現行】** 125単位/日
※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援

【改定後】 150単位/日
※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

- **人工内耳を装着している児**に支援を行った場合を評価

《人工内耳装着児支援加算》
【現行】 445～603単位/日
※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合

【改定後】
(Ⅰ) 児発センター（聴力検査室を設置） 445～603単位/日
(Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日
※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

- **視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

新設 《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》 100単位/日

④ 不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価（個別サポ-ト加算（Ⅲ））

新設 《個別サポ-ト加算（Ⅲ）》 70単位/日
※放デイのみ

⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. イクルジョ-の推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

- 支援において5領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
- 効果的な支援の確保・促進（**支援時間の下限**の設定、**訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が**専門的な支援**を行った場合を評価（**強度行動障害児支援加算**の新設）
- 障害児の家族に対して**相談援助**や**養育力向上**の支援等を行った場合を評価（**家族支援加算**の新設）

4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応）

① 家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- **家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、ワラインによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

《事業所内相談支援加算》

（Ⅰ）（個別相談） 100単位／回（月1回まで）

（Ⅱ）（グループ） 80単位／回（月1回まで）

【改定後】《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月4回まで）

（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回
施設等で対面 100単位／回

ワライン 80単位／回

（Ⅱ）グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回
ワライン 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価（**子育てサポ-ト加算**）

新設《子育てサポ-ト加算》80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

② 預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

【現行】

	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位／日	128単位／日
同1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日

【改定後】

	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上1時間未満	61単位／日	128単位／日）

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）
なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

5. インクルージョンの推進

- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

(①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《運営基準》

- **保育・教育等移行支援加算**について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》 **[現行]** 500単位/回 (1回まで)

※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合 (退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合)



[改定後] 退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位/回 (2回まで)

退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位/回 (1回まで)
同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位/回 (1回まで)

②保育所等訪問支援の充実

<効果的な支援の確保・促進>

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィードバックやカンファス、関係機関との連携等においてオンラインの活用を推進

- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価 (**関係機関連携加算**)

新設 《関係機関連携加算》 150単位/回 (月1回まで)

- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける

新設 《自己評価結果等未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

- **訪問支援員特別加算**について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

《訪問支援員特別加算》 **[現行]** 679単位/日

※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置



[改定後] (I)業務従事10年以上 (又は保育所等訪問等5年以上) 850単位/日

(II) 同 5年以上 (同 3年以上) 700単位/日

- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価 (**多職種連携支援加算**)

新設 《多職種連携支援加算》 200単位/回 (月1回まで)

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価 (**ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算**)

新設 《ケアニーズ対応加算》 120単位/日

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

新設 《強度行動障害児支援加算》 200単位/日

※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

<家族支援の充実>

- 家族支援の評価を見直す

[現行] 《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位
(1時間未満187単位) /回
(月2回まで)



[改定後] 《家族支援加算》 (Iは月2回まで・IIは月4回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位 (1時間未満200単位) /回
事業所等で対面 100単位/回 オンライン 80単位/回
(II) グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回

各論④：障害児通所サービス（サービスの質・利用時間に応じた報酬） 障害報酬改定

- 放課後等デイサービス・児童発達支援は、総費用額が著しく伸びている。営利法人が事業所に占める割合も大きく、伸び率も高い。
- これらの障害児通所サービスは営業時間で設定され、利用者ごとのサービスの利用時間が考慮されていない。このため、利用者ごとの利用時間に大きなバラツキがあるにも関わらず同額の報酬となっており、短いサービス提供時間で高い報酬を得ている可能性がある。

◆ 報酬設定

放課後等デイサービスの報酬設定

（授業終了後のサービス提供）

営業時間	基本報酬
3時間以上	604単位
3時間未満	591単位

（学校休業日のサービス提供）

営業時間	基本報酬
6時間以上	721単位
4時間以上6時間未満	15%減算
4時間未満	30%減算

通所介護の報酬設定

サービス提供時間	基本報酬
8時間以上9時間未満	1,339単位
7時間以上8時間未満	1,288単位
6時間以上7時間未満	1,150単位
5時間以上6時間未満	1,113単位
4時間以上5時間未満	682単位
3時間以上4時間未満	651単位
3時間未満	評価なし

（注）利用定員10人以下の場合（通常のサービス提供に該当しない場合あり）

（注）地域別単価（利用定員10人以下）、要介護度5の場合

放課後等デイサービスの課題等についての自治体・事業所からの意見

<自治体意見（抜粋）>

- ・ 報酬単価が日あたりの設定となっており、サービス提供時間に応じた報酬ではないため、短いサービス提供時間で、1日約1万円という非常に高額な報酬単価となっている。開所時間減算はあくまで事業所の開所時間であり、利用者の都合によるサービス利用時間とはリンクしないため、児童の支援より営利を追求する事業者が後を絶たない悪循環となっている。

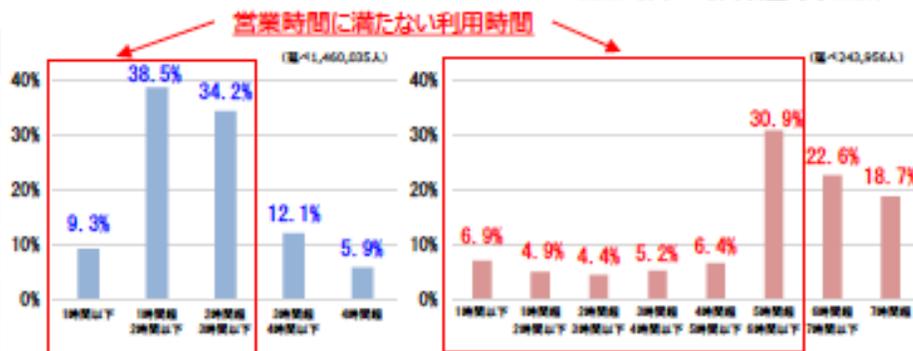
<事業所意見（抜粋）>

- ・ 開所時間が6時間以上としても個々の児童へのサービス提供時間数を1時間等と限定して支援をしている事業所と、我々のように数時間小集団でサービスを行う事業所との報酬制度が同じであることに納得がいかない。人員にかかる経費も施設面積に応じた家賃も全く違い、我々は薄利の中、出来る支援を模索中である。

（出所）「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究報告書」（令和2年3月みずほ信託銀行株式会社）

◆ 放課後等デイサービスにおける利用時間別の利用者の分布

<平日：営業時間3時間以上の事業所> <休日：営業時間6時間以上の事業所>



◆ 児童発達支援（未就学児）における利用時間別の利用者の分布

<営業時間6時間以上の事業所>



【改革の方向性】（案）

- 報酬改定において、営業時間ではなく、サービス利用時間に応じた報酬体系への見直しを行うとともに、サービスの質を適正に評価する報酬体系への見直しを行うべき。

次期報酬改定に向けて

～そして、さらに先へ～

第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

① 障害者支援施設の在り方について

- ・ 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② 共同生活援助における支援の質の確保について

- ・ 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

③ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

- ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④ 障害福祉サービスの地域差の是正について

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤ 計画相談支援及び障害児相談支援について

- ・ 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥ 質の高い障害児支援の確保について

- ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
- ・ 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抄）② （令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ）

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について

- ・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- ・ 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

- ・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- ・ 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

- ・ 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。